



(平成28年度政策・実務研修)
市町村アカデミー・国際文化アカデミー
「選挙事務」

郵便等投票

市町村職員中央研修所客員教授
川崎市選挙管理アドバイザー
小島 勇人



1 郵便等による不在者投票をすることができる者

郵便等による不在者投票をすることができる者は、選挙人で身体に重度の障害がある者であり、身体に重度の障害がある者の範囲は、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者又は介護保険法第7条第3項に規定する要介護者で要介護状態区分が「要介護5」である者として記載されている者で、次に掲げる者である。

(1) 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者

ア 身体障害者手帳に、両下肢、体幹、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、免疫若しくは肝臓の障害若しくは移動機能の障害(以下「両下肢等の障害」という。)の程度が、両下肢若しくは体幹の障害若しくは移動機能の障害にあつては1級若しくは2級、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の障害にあつては1級若しくは3級、免疫若しくは肝臓の障害(平成21年12月24日公職選挙法施行令の一部改正により追加)にあつては1級から3級までである者として記載されている者

※ 身体障害者手帳に『四肢』の障害として記載してある場合、それが『両下肢』なのか『上肢』なのかを判別することができない。また、『片上下肢機能障害』と記載してある場合、複合障害等により体幹機能障害(1級もしくは2級)と認められると対象となる場合がある。それらの場合は、その都度保健福祉サービス課に口頭で照会し、郵便等による不在者投票の対象となる障害の程度であることを確認し、それを記録し留めた上で、郵便等投票証明書を発行する。

口頭で確認が得られない場合は、次のイにより「障害の程度を証明する書面」により判断する。

イ 両下肢等の障害の程度が上記アの障害の程度に該当することにつき、市長が書面により証明した者

※ 障害の程度を証する書面を交付する場合

- ① 身体障害者手帳の交付申請は済んでいる方で、実際に選挙人の手元に身体障害者手帳が届いていない場合
- ② 身体障害者手帳の交付を受けている方で、身体障害者手帳を紛失したが、再発行をしておらず投票の際に障害の程度を証する書面を一時的に代用する場合

	1 級	2 級	3 級
両下肢、体幹、移動機能の障害			
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の障害			
免疫若しくは肝臓の障害			

※ (網掛け) 部分に該当する方は、郵便等投票対象者である。

(2) 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者

ア 戦傷病者手帳に、両下肢等の障害の程度が、両下肢若しくは体幹の障害にあっては恩給法別表第1号表の2の特別項症から第2項症まで、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸若しくは肝臓の障害にあっては、同表の特別項症から第3項症までである者として記載されている者

イ 両下肢等の障害の程度が上記アの障害の程度に該当することにつき、県知事が書面により証明した者

(3) 介護保険法第7条第3項に規定する要介護者

介護保険法第12条第3項の被保険者証に要介護状態区分が「要介護5」である者として記載されている者

<参 考> 要介護度の認定基準

要介護度は、大きく「要支援」と「要介護」の2種類に分かれます。

要支援とは、現在は介護の必要がないものの、将来要介護状態になる恐れがあり、6か月以上継続して家事や日常生活に支援が必要な状態をいいます。この状態は2段階に分かれます。

要介護とは、原則として6か月以上継続して、入浴、排泄、食事等の日常生活動作について常時介護を要すると見込まれる状態のことといえます。この状態は5段階に分けられます。

要介護度	介護認定の心身の状態（例）
要支援1	排泄や食事はほとんど自分ひとりではできるが、要介護状態とならないように身の回りの動作の一部に何らかの介助（見守りや手助け）を必要とする。
要支援2	排泄や食事はほとんど自分ひとりではできるが、身の回りの動作に何らかの介助（見守りや手助け）を必要とし、状態の維持又は改善の可能性がある。
要介護1	排泄や食事はほとんど自分ひとりではできるが、身の回りの動作に何らかの介助（見守りや手助け）を必要とする。日常生活の基本動作に不安定さがみられることが多い。
要介護2	排泄や食事に何らかの介助（見守りや手助け）を必要とすることがあり、身の回りの動作の全般に何らかの介助を必要とする。歩行や移動の動作に何らかの支えを必要とする。
要介護3	身の回りの動作や排泄が自分ひとりではできない。移動等の動作や立位保持が自分でできないことがある。いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある。
要介護4	身の回りの動作や排泄がほとんどできない。移動等の動作や立位保持が自分ひとりではできない。多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。
要介護5	排泄や食事がほとんどできない。身の回りの動作や移動等の動作や立位保持がほとんどできない。多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。

※ここに示した状態はあくまでも一例であり、完全に一致しないこともあります。

(4) 郵便等投票による不在者投票における代理記載制度



郵便等による不在者投票をすることができる選挙人のうち、自ら投票の記載をすることができない者として「政令で定めるもの」は、あらかじめ市町村の選挙管理委員会の委員長に届け出た者(選挙権を有する者に限る。)をして投票に関する記載をさせることができる制度である。

※「政令で定めるもの」とは

ア 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者であって、身体障害者手帳に上肢若しくは視覚の障害の程度が1級である者として記載されている者又は上肢若しくは視覚の障害の程度がこれらの障害の程度に該当することにつき市長が書面により証明した者

【代理記載制度該当者】

	1 級	2 級	3 級
上肢の障害			
視覚障害			

※ (1)の表の  (網掛け)部分、(2)又は(3)のいずれかに該当し、かつ、【代理記載制度該当者】の  (網掛け)部分に該当されている方は、代理記載人による郵便等投票対象者となる。

イ 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者であって、戦傷病者手帳に上肢若しくは視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までである者として記載されている者又は上肢若しくは視覚の障害の程度がこれらの障害の程度に該当することにつき県知事が証明した者

2 郵便等投票証明書の交付申請手続

(1) 本人記載による郵便等投票証明書の交付申請手続

ア 交付申請

郵便等による不在者投票をすることができる選挙人は、名簿登録地の選挙管理委員会委員長に対して、当該選挙人が署名(点字によるものを除く。)をした文書をもって法第49条第2項に規定する選挙人に該当する旨の証明書(以下「郵便等投票証明書」という。)の交付を申請できる。また、併せて「身体障害者手帳」、「戦傷病者手帳」又は「介護保険被保険者証」(コピー不可)を提示する。

申請は、郵便等によるものであっても、使者によるものであってもかまわない。

イ 交付

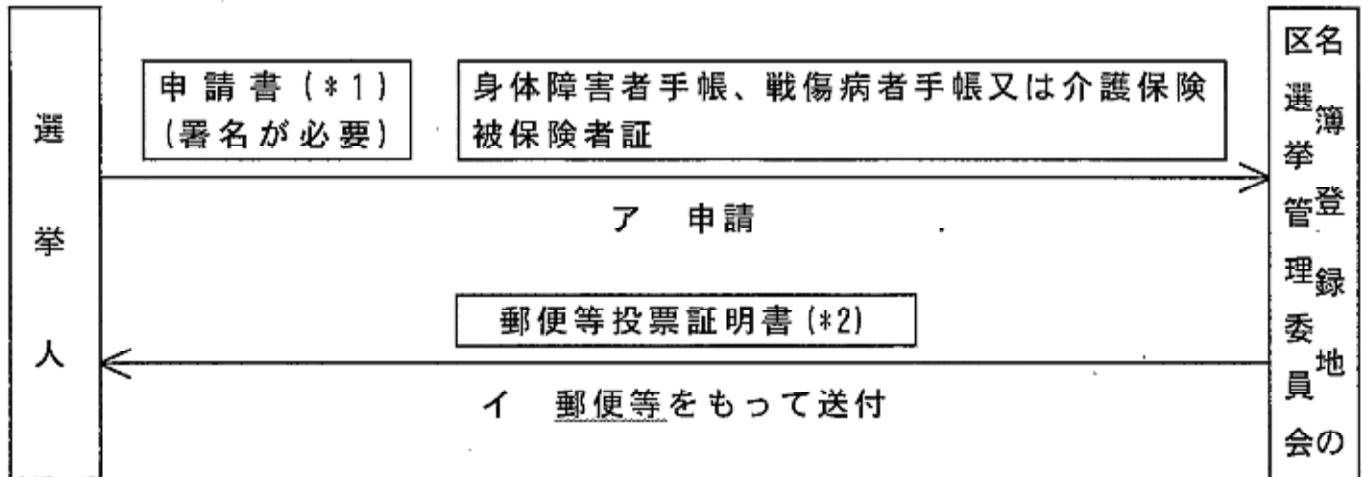
名簿登録地の選挙管理委員会委員長は、アの申請があった場合において、当該申請をした者が、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人に該当すると認めるとき（申請書の記載は完全か、署名がなされているか、令59の2に規定する障害等の程度を有しているか、選挙人名簿に登録されているか等を審査する）、「郵便等投票証明書」を本人に対して郵便等をもって交付しなければならない。

身体障害者及び戦傷病者の「郵便等投票証明書」は、交付の日から原則として7年間有効である。

また、要介護者の「郵便等投票証明書」の有効期間は、交付の日から介護保険の被保険者証に記載されている要介護認定の有効期間の末日までの期間となり（則10の3④）、その間に行われる各種の選挙又は投票を通じて使用されるものである。

「郵便等投票証明書」を交付したときは、選挙人名簿及びその抄本の異動欄にその旨（【郵便等証明書交付】）及び交付年月日を記載する。また、交付簿をそなえる。

郵便等投票証明書の交付申請手続【公職選挙法第49条第2項該当】



(2) 代理記載による郵便等投票証明書の交付申請手続

ア 交付申請

代理記載をさせることができる選挙人は、その登録されている名簿登録地の選挙管理委員会に対して、文書（選挙人の氏名欄は代理記載人が記載、選挙人の自書は不要）をもって、代理記載をさせることができる選挙人に該当する旨を「郵便等投票証明書」に記載することを申請することができる。

申請は、郵便等によるものであっても、使者によるものであってもかまわない。

イ 郵便等による不在者投票における代理記載人となるべき者の届出等

(ア) 「郵便等投票証明書」に代理記載をさせることができる選挙人に該当する旨の記載を受けている選挙人は、代理記載人となるべき者¹人を定め、その者の氏名、住所及び生年月日を、文書で区選挙管理委員会に届け出る。

- (イ) 上記(ア)の文書には、「郵便等投票証明書」、代理記載人となるべきものが署名をした、代理記載人となることについての「同意書」及び選挙権を有する者であることを誓う旨の「宣誓書」を添付する。また、併せて代理記載制度に該当することを証明するための「身体障害者手帳」又は「戦傷病者手帳」を提示する。

ウ 交付

名簿登録地の選挙管理委員会委員長は、アの申請があった場合において、当該申請をした者が代理記載をさせることができる選挙人に該当すると認めるとき（申請書の記載は完全か、代理記載人の署名がなされているか、令59の3の2に規定する障害等の程度を有しているか、選挙人名簿に登録されているか等を審査する）は、当該申請をした者の「郵便等投票証明書」に代理記載をさせることができる選挙人に該当する旨の記載をし、本人に対して郵便等をもって交付しなければならない。

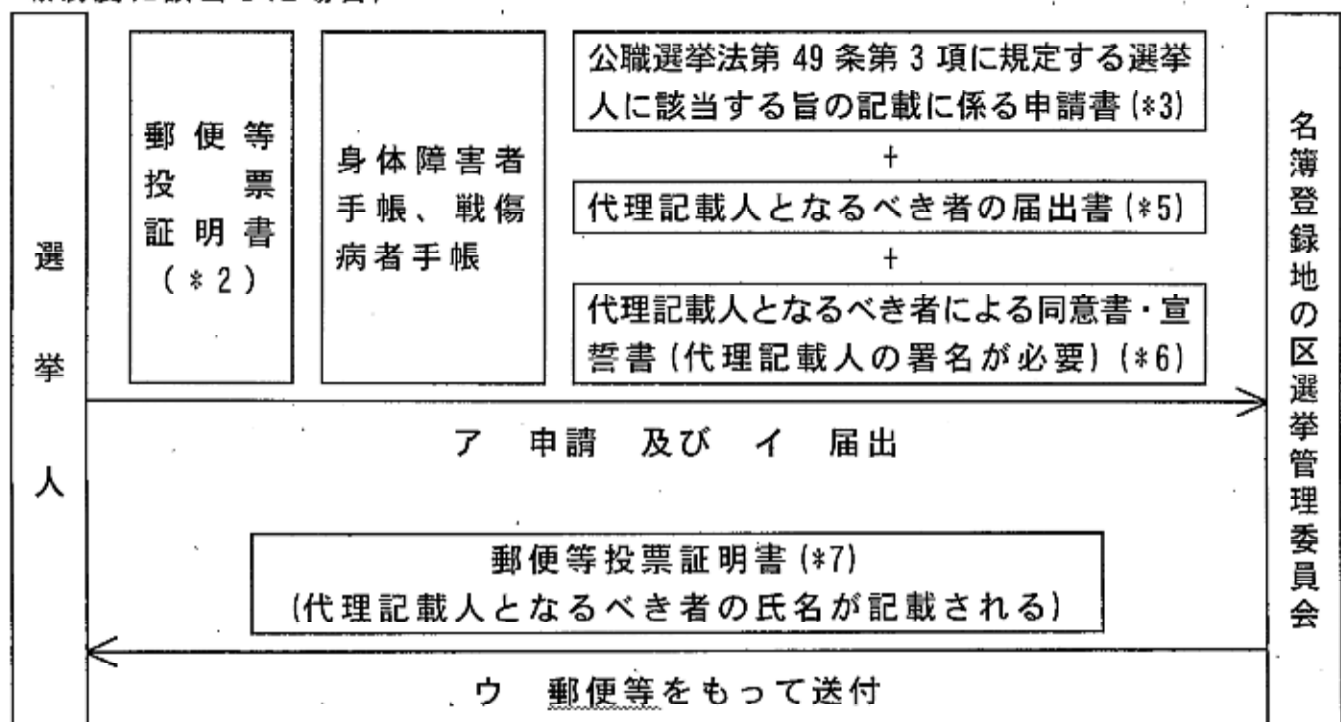
「郵便等投票証明書」は、交付の日から原則として7年間有効である。

また、要介護者の「郵便等投票証明書」の有効期間は、交付の日から介護保険の被保険者証に記載されている要介護認定の有効期間の末日までの期間とされており、その間に行われる各種の選挙又は投票を通じて使用されるものである。

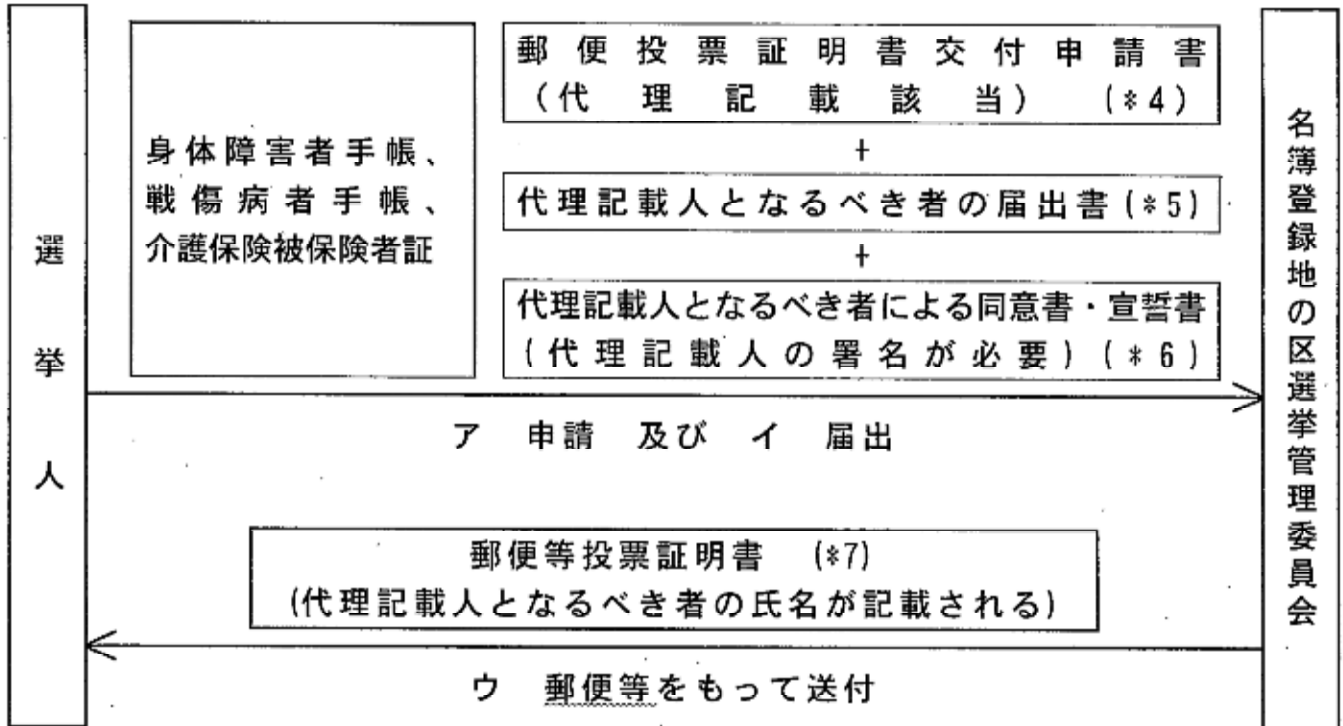
すでに郵便等投票証明書の交付を受けている選挙人が代理記載制度を申請する場合は、有効期間は交付されている郵便等投票証明書のものを引き継ぐ。

代理記載による「郵便等投票証明書」を交付したときは、選挙人名簿及びその抄本の異動欄にその旨（【郵便等証明書交付】、さらに余白部分に“代理記載該当”の記載）及び交付年月日を記載する。また、交付簿をそなえる。

代理記載制度対象者であることの証明手続き及び代理記載人となるべき者の届出手続（すでに郵便等投票証明書の交付を受けている方が、その後障害の程度が悪化し代理記載制度に該当した場合）



代理記載制度対象者であることの証明手続き及び代理記載人となるべき者の届出手続
(同時申請の場合)



(3) 郵便等投票証明書の返還

「郵便等投票証明書」の交付を受けた者が症状が改善された等により該当者でなくなった場合は、直ちに当該「郵便等投票証明書」をその交付を受けた市区町村の選挙管理委員会委員長に返さなければならない。

また、「郵便等投票証明書」の交付を受けた者が他の市町村の選挙人名簿に登録された場合には、直ちに当該「郵便等投票証明書」をその交付を受けた市町村の選挙管理委員会委員長に返還し、新住所地の市町村の選挙管理委員会委員長に対して交付申請をすることになる。

なお、市内の転居（区間異動、区内転居）により登録の移替えを行った場合は、そのまま継続される。有効期限等はそのままにし、住所部分のみ修正（区間異動の場合は委員会名と委員長名も併せて修正）した新しい「郵便等投票証明書」を作成し、交付する。

指定都市において区間異動が行われた場合、登録の移替えが行われ、当該住所移転者の郵便等投票証明書は引き続き有効である。ただし、当該郵便等投票証明書に記載されている住所等が異なるので、適宜（区間異動後、最初に投票用紙等の請求があったとき等）、選挙管理委員会において修正することが適当である（「選挙時報」参照）。

※ 介護保険対象者の台帳と身体障害者の台帳を分ける。

身体障害者で「郵便等投票証明書」の交付を受けている方については、交付の日から7年で「郵便等投票証明書」が失効する。発行する場合は、年度をまたいだ交付台帳により、通し番号順に新番号を付番する（再発行する場合の旧番号については欠番とする。）。

介護保険の対象者については、身体障害者で「郵便等投票証明書」の交付を受けている

方よりも認定期間が短く、認定期間が各々異なるので、「郵便等投票証明書」の交付番号は、年度ごとの交付台帳により「年度-発行順番号」で付番し、管理を行う。

3 郵便等投票証明書の更新・再発行

(1) 郵便等投票証明書の有効期限満了日が近い場合

有効期限が近づいた場合は、選挙人から請求がなくても、通知し、更新等案内を行う。

選挙管理委員会から有効期限が近づいた選挙人へ「郵便等投票証明書の更新手続きについて（通知）」（* 8）及び「郵便等投票証明書交付申請書」を送付する。

更新は、原則 2 に準じて行うが、交付済の郵便等投票証明書を併せて送付してもらう。

(2) 再発行の場合

郵便等投票証明書を紛失、破損、汚損した場合、原則 2 に準じて再交付のため申請書を提出させる。なお、紛失した場合は、紛失届を所轄警察署に提出させるとともに、破損、汚損の場合は交付済の郵便等投票証明書と引換えに交付する。新たに交付した郵便等投票証明書の有効期間は、再交付の日から 7 年間である。

4 代理記載人となるべき者の変更・辞退

(1) 代理記載人となるべき者を変更する場合（* 9）

当該選挙人が代理記載人となるべき者を変更するときは、新規に代理記載人となるべき者の届出等をする場合と同様の手続きを行う（ただし、「代理記載制度に該当する旨の申請書」は不要である。）。

選挙人と代理記載人となるべき者との関係は、選挙人から旧代理記載人となるべき者にその旨通知されていることが望ましいが、選挙管理委員会は旧代理記載人となるべき者が解任されたことの確認は必要なく、旧代理記載人への通知は要しない。新しく届け出られた代理記載人となるべき者を郵便等投票証明書に記載すれば足りる。

(2) 代理記載人となるべき者が辞退する場合（* 10）

代理記載人を辞退する場合、「代理記載人を辞退する旨の通知書」に記載し、当該選挙人が届け出た選挙管理委員会に通知する（郵便等投票証明書は不要である。）。

通知を受けた選挙管理委員会は、当該選挙人へ連絡し、選挙人の申請に基づき、新たに代理記載人となるべき者の届出等を行う（「代理記載制度に該当する旨の申請書」は不要である。）。

5 郵便等による不在者投票における投票用紙等の交付請求と交付

(1) 本人記載による選挙人の投票手続

ア 交付請求

郵便等により不在者投票する場合は、選挙期日前4日までに、名簿登録地の選挙管理委員会委員長に対して、当該選挙人が署名をした文書により、かつ、「郵便等投票証明書」を提示して、投票用紙等の交付を請求する。

※ なお、本市では、郵便等投票証明書を交付した者に対して、選挙前に、投票用紙等交付請求書を送付している（便宜供与）。

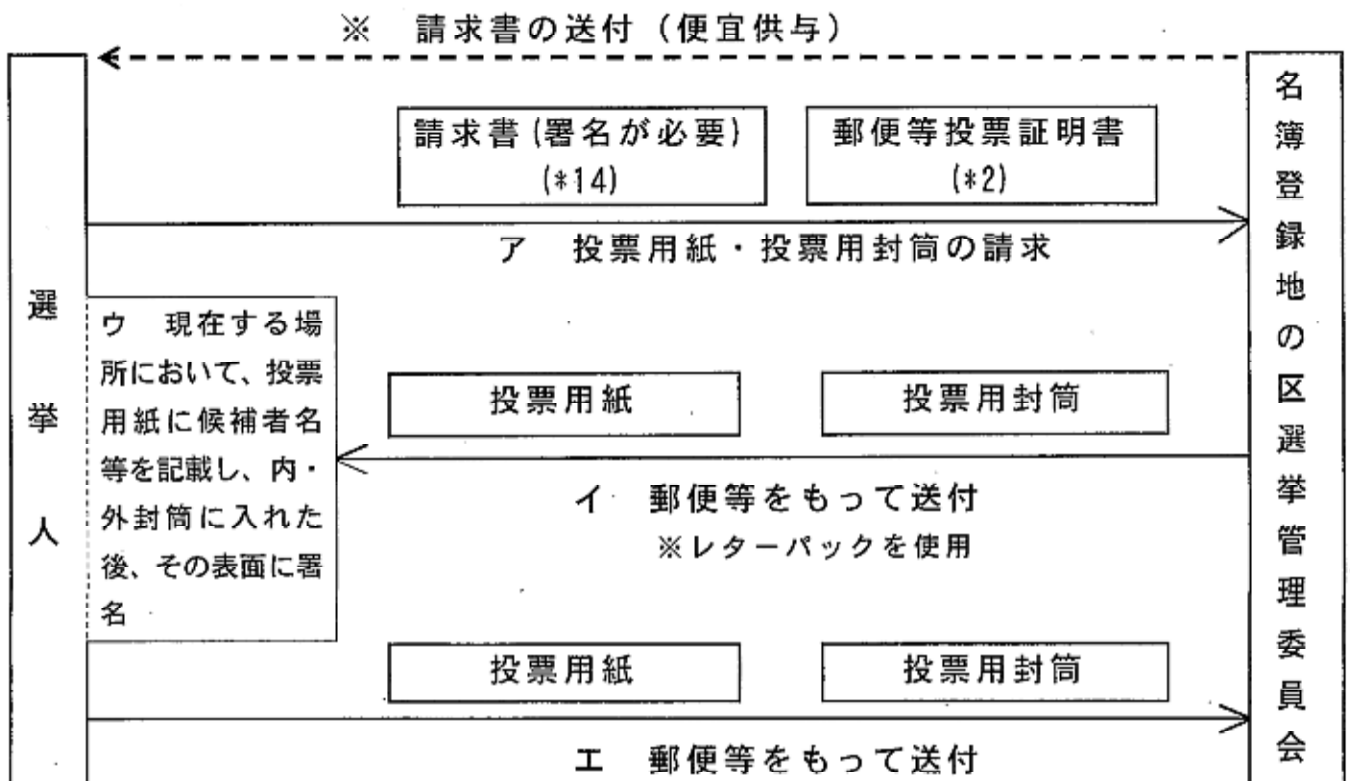
イ 交付

名簿登録地の選挙管理委員会委員長は、上記アによる投票用紙等の請求を受けた場合において、その請求をした選挙人が郵便等により投票ができる選挙人に該当すると認めるときは、直ちに投票用紙及び投票用封筒を当該選挙人に郵便等をもって発送する。

※ 従来は速達郵便で発送していたが、追跡サービスが利用可能なレターパックを使用する。

ウ 投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた選挙人は、その現在する場所において、投票用紙に自ら記載しこれを投票用封筒（内・外封筒）に入れて封をし、外封筒の表面に投票の記載の年月日及び場所を記載し、署名をする。

エ 上記ウの投票用封筒を他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記して、名簿登録地の選挙管理委員会委員長に対し郵便等をもって送付する。



(2) 代理記載による選挙人の投票手続

ア 交付請求

「郵便等投票証明書」に代理記載に該当する旨の記載を受けている選挙人が投票用紙及び投票用封筒の交付を請求しようとする場合は、選挙期日前4日までに、名簿登録地の選挙管理委員会委員長に対して、当該「郵便等投票証明書」に記載されている代理記載人となるべき者をして記載させた請求書により交付請求することができる。この場合、代理記載人となるべき者は、請求書に署名をしなければならない。

イ 交付

名簿登録地の選挙管理委員会委員長は、上記アによる投票用紙等の請求を受けた場合において、その請求をした選挙人が公職選挙法第49条第3項に規定する選挙人に該当すると認めるときは、直ちに投票用紙等を当該選挙人に郵便等をもって発送する。

※ 従来は速達郵便で発送していたが、追跡サービスが利用可能なレターパックを使用する。

ウ 投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた選挙人は、その現在する場所において、当該「郵便等投票証明書」に記載されている代理記載人をして投票用紙に当該選挙人の指示により記載させ、これを投票用封筒（内・外）に入れて封をし、外封筒の表面に投票の記載の年月日及び場所並びに当該選挙人の氏名を記載させ、当該代理記載人は、投票用封筒の表面に署名をしなければならない。

エ 上記ウの投票用封筒を他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記して、名簿登録地の選挙管理委員会委員長に対し郵便等をもって送付する。

※ 請求書の送付（便宜供与）

